

高知県介護給付適正化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。）第24条の規定に基づき、高知県介護給付適正化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、介護給付の適正化を推進するため高知県国民健康保険団体連合会（以下「補助事業者」という。）が行う事業（令和5年3月29日付け老発0329第1号厚生労働省老健局長通知「都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金の実施について」の別紙に基づき、補助事業者が行う介護給付適正化推進特別事業をいう。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。

補助事業	補助対象経費	補助率
縦覧点検・医療情報との突合業務	介護給付適正化推進特別事業に必要な報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに補助金	10分の10
介護給付費通知作成業務		
ケアプラン分析システム運用		

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと、間接補助事業者としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。
- (11) 補助事業の実施について物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めなければならないこと。
- (12) 県税の滞納がないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認められるときは補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第7条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

- (1) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助事業の実施に当たって、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 補助事業の実施について、知事が指示した事項に従わないとき。
- (4) 契約の相手方が別表に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別記第5号様式による事業実績報告書に係る書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第5条第1号による承認を受けた場合は、その承認を受けた内容)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助金に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第5号から第8号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第5条 - 第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

（申請者）所在地
代表者名
（生年月日 年 月 日）

高知県介護給付適正化推進事業費補助金交付申請書

介護給付適正化推進事業費補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第 3 条及び高知県介護給付適正化推進事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 介護給付適正化推進事業費補助金所要額調書 (別紙 1)
- 3 介護給付適正化推進事業費補助金事業計画書 (別紙 2)
- 4 歳入歳出予算（見込）書抄本
- 5 県税の滞納がない旨を証するもの（県税事務所が発行する全税目の納税証明書）
- 6 2 から 5 までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める添付書類

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

（申請者）所在地
代表者名

高知県介護給付適正化推進事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた介護給付適正化推進事業費補助金について、次の理由により中止（廃止）したいので、高知県介護給付適正化推進事業費補助金交付要綱第 5 条第 3 号の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 添付資料
 - （1） 申請時までの事業の進行状況
（事業実績報告書の様式を準用してください。）
 - （2） （1）に掲げるもののほか、参考となる資料

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

(申請者) 所在地
代表者名

概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった高知県介護給付適正化推進事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算受領額 ②	差引き額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振込先金融機関名：
預金種別・口座番号：
口座名義：

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

（申請者）所在地
代表者名

高知県介護給付適正化推進事業費補助金の
事業実績報告について

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました高知県介護給付
適正化推進事業費補助金に係る事業実績について、高知県介護給付適正化推進事業費
補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 介護給付適正化推進事業費補助金精算書 (別紙 3)
- 2 介護給付適正化推進事業費補助金事業実績報告書 (別紙 4)
- 3 歳入歳出決算書（見込み書）抄本
- 4 1 から 3 までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 5 支払の方法

口座振替 振込先金融機関名：
預金種別・口座番号：
口座名義：

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

（申請者）所在地
代表者名

高知県介護給付適正化推進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました高知県介護給付
適正化推進事業費補助金について、高知県介護給付適正化推進事業費補助金交付要綱
第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 内 容

高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金 の確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b)-(a) 円

（注）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳、国税還付金振込通知書
（写し）その他参考となる資料を添えてください。